

2024 年度若手研究助成 研究報告書

男性被害者に対する非難の現状、原因、対策の実証的検討

福山大学 向井智哉

1. 本研究の目的

被害者に対する非難（victim blaming）は心理学や犯罪学の分野で重要な研究テーマとして扱われてきた。とりわけ女性被害者を対象とした研究や社会的議論は進展し、フラワーデモなどの社会運動を通じて「女性への被害者非難は許容されない」という認識が少しずつ広がりつつある。しかし、その一方で、男性被害者に対する非難は十分に注目されてこなかった。実際、SNS 上では、性暴力を告白した男性被害者に対して「弱いから被害に遭った」「自己責任だ」といった否定的な言説が散見される。こうした状況は、被害者の精神的回復を妨げ、被害の訴えを抑制する深刻な要因となり得る。

本研究は、このような問題意識に基づき、男性被害者に対する非難の現状を多角的に把握し、その背後にある社会的・心理的要因を実証的に解明することを目的とした。特に「男性は強くあるべき」という伝統的な男性役割態度や、セクシズム、公正世界信念などのジェンダー関連態度が、男性被害者への否定的な反応を促進しているのではないか、という点に着目する。複数回にわたる調査実験を通じて、被害者の性別による反応の差や、それを規定する心理的要因を明らかにすることを試みた。

具体的には、本研究では大きく 3 つのグループに分けられる一連の研究を実施した。第一のグループには、男性被害者に対する非難の現状を把握するための研究群が含まれる。第二のグループには、男性被害者に対する非難と関連する要因を検討した研究群が含まれる。第三のグループには、上記 2 つのグループに含まれる研究を実施したうえで、関連する問題として浮上した問題を検討した研究群が含まれる。以下では、それぞれの研究群ごとに章を分け、各研究の内容（目的、方法、結果等）をまとめる。

なお、以下で要約される結果は、本研究で実際に収集されたデータの一部を基に整理したものであり、分析の詳細や統計処理の結果については、報告書全体の一貫性を考慮して記載している。そのため、公刊済みあるいは公刊予定の論文に掲載されている分析結果と一部異なる場合がある。

2. 男性被害者に対する非難の現状

2-1. 目的

男性被害者に対する非難がなぜ生じるのか、またその低減のためにどのような対応を行えばいいのかを把握するためには、まず男性被害者に対する非難がどのような現状にあるのかを把握する必

要がある。この目的に向けて本研究では大きく3つの研究を実施した。具体的には、研究1-1では企業における不同意性交のシナリオを提示し、被害者の性別による非難や社会的否定的反応、加害者に対する量刑の相違などの相違を検討した。研究1-2では交際関係における不同意性交のシナリオを用い、研究1-1とほぼ同様の調査を行った。研究1-3では複数の罪名を用いて検討を行った。

2-2. 研究1-1：企業における不同意性交シナリオを用いた検討

2-2-1. 目的

性犯罪を描写したシナリオを用い、被害者の性別が被害者に対する非難、社会的ネガティブ反応、加害者に対する量刑に影響を及ぼすのかを検討することを目的とした。

2-2-2. 方法

2-2-2-1. 調査の手続き

企業における不同意性交を描写したシナリオを用いた準実験を実施した。参加者には無作為にシナリオが提示され、続いて質問紙に回答した。シナリオはニュースサイト風に構成され、以下の内容が描写された。(1) 被害者が元芸能会社会長から性的被害を受けたと記者会見で公表、(2) 拒否の意思はあったが、雇用上の不利益を恐れて抵抗できなかった、(3) 現経営陣も被害を認めた。被害者の性別は男性と女性で操作された。

ウェブ調査を実施し、国勢調査に基づいて年齢を割り付けた。回答の妥当性を確保するためにトランプ項目を設け、不適切な回答者を除外した（これらの手続きは以下の研究でも同様であった）。最終的に748名（女性410名、男性338名、平均年齢54.96歳）が分析対象となった。

2-2-2-2. 調査内容

(1) 被害者・加害者非難 Adolfsson et al. (2020) が作成した被害者非難尺度を翻訳して使用し、加害者非難は文言を置換して作成した。各4項目を5件法での回答を求めた。

(2) 否定的社会的反応 もともと Ullman (2000) が作成した Social Reactions Questionnaire は、ステイグマ（例：「はれ物扱いしたり、以前とは違った形で接したりする」）、気そらし（例：「この事件について話すのをやめてほしいと言う」）、支配（例：「その人の代わりに何かを決めたり、物事を進めたりする」）、被害者非難（例：「この事件が起きないようにできることがあったはずだと言う」）、自己中心性（例：「自分を抑えられないほど、加害者に対する怒りをあらわにする」）の5因子から構成されていた。これに対して、被害者に直接体験を尋ねることが心理的負担になるという懸念を踏まえ、Mukai & Watamura (2022) は「侵襲性」（例：「どのようなことをされたのかを細かく知りたいと言う」）という因子を追加し、各因子の項目数を減らして3項目ずつとした。その結果、6因子18項目の尺度が作成され、本研究ではこれを使用した。回答者は「もし自分がAさんの友人で話を聞いたらどのように反応するか」を想定して、5件法で回答してもらった。

(3) 量刑判断 自分が裁判員となった場合にどの程度の刑を科すかを年・月単位で記入してもらい、年十月/12の数値に換算した。

2-2-3. 結果

被害者の性別間で各変数に相違があるのかを検討するために Welch の t 検定を行った (Table 1)。その結果、有意な差が見られた変数はなかった。ただし、否定的社会的反応のうち、ステイグマ ($p = .08, d = -0.13$) と気そらし ($p = .05, d = -0.14$) には有意傾向が確認され、いずれにおいても被害者が男性である場合の方がそうした反応をしやすいと回答される傾向があることが示唆された。

Table 1

研究1-1における被害者の男女による差

	被害者: 女性		被害者: 男性		p	d	95%CI
	M	SD	M	SD			
非難							
被害者非難	2.20	0.91	2.16	0.92	.52	0.05	[-0.10 , 0.19]
加害者非難	4.27	0.82	4.28	0.77	.90	< 0.01	[-0.15 , 0.13]
否定的社会的反応							
ステイグマ	2.36	0.85	2.47	0.90	.08 †	-0.13	[-0.27 , 0.01]
気そらし	2.30	0.85	2.42	0.90	.05 †	-0.14	[-0.29 , 0.00]
支配	2.55	0.73	2.49	0.73	.23	0.09	[-0.06 , 0.23]
被害者非難	2.31	0.88	2.36	0.92	.46	-0.05	[-0.20 , 0.09]
自己中心性	2.77	0.76	2.75	0.78	.80	0.02	[-0.13 , 0.16]
侵襲性	2.62	0.92	2.57	0.93	.46	0.05	[-0.09 , 0.20]
量刑判断							
量刑	8.87	14.57	9.22	11.64	.71	-0.03	[-0.17 , 0.12]

2-2-4. 考察

本研究では被害者の性別による各変数の差は確認されなかった。言い換えれば、被害者が男性あるいは女性であることによって、被害者がより多くの非難や否定的な反応にさらされるとは言えないことが示唆された。

2-3. 研究 1-2 : 交際関係における不同意性交シナリオおよび顔写真を用いた検討

2-3-1. 目的

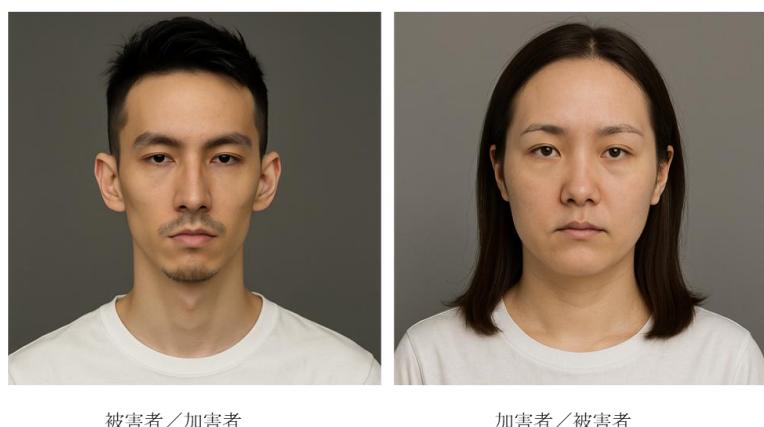
研究 1 では被害者の性別による差は見出されなかった。この知見の理由としては、(1) 企業における不同意性交といういくぶん特殊な事案を描写するシナリオを用いていた。また、(2) 被害者の性別は文字情報でのみ提示していた。そのため、(注意チェック項目による除外は行っていたものの) 被害者の性別に関する情報が回答者に十分に伝わっていなかった可能性がある。よって本研究では、(1) より一般的と思われる交際関係における不同意性交を描写したシナリオを用いる、(2) 被害者および加害者の顔写真を提示するという 2 つの変更を経た上で、再度、性別による差を検討することを目的とした。

2-3-2. 方法

2-3-2-1. 調査手続きと参加者

交際関係における不同意性交を描写したシナリオを用いた準実験を実施した。シナリオでは次のような内容が描写された。(1) 被害者が交際相手から不同意性交を受けた。(2) 性交には拒否の意思があったが、加害者は強行した。(3) 被害者は弁護士とともに警察へ相談し、事件が公になった。(4) 裁判で加害者は性交の事実を認めつつ、同意があったと主張した。被害者と加害者の性別は男性と女性で操作された。上記の内容の内容を描写した後に、被害者および加害者の顔写真として生成 AI (Chat GPT) によって生成された男女の顔写真を提示した (Figure 1)。

Figure 1 実験に用いた刺激



最終的に 745 名の男女（女性 411 名、男性 334 名、平均年齢 54.49 歳、標準偏差 17.40 歳）が分析対象となった。

2-3-2-2. 調査内容

調査に用いた内容（被害者・加害者非難、社会的否定的反応、量刑判断）は研究 1-1 と同様であった。

2-3-3. 結果

被害者の性別間で各変数に相違があるのかを検討するために Welch の t 検定を行った (Table 2)。その結果、被害者が女性である場合の方が、被害者および加害者ともに非難がされやすい傾向が見られた。また否定的社会的反応については、被害者が女性である場合の方が、支配、被害者非難、自己中心性という反応をする可能性が高いと答えられやすいことが示された。最後に量刑については、被害者が女性である場合の方が重い刑が求められることが示された。

2-3-4. 考察

本研究で得られた結果は研究 1-1 で得られた結果とはかなり異なっていた。全体的に見ると、被害者が男性である場合の方が、非難がされにくく、社会的否定的反応も受けづらいことが示された。他方、量刑判断に関しては、被害者が男性である場合の方が軽い刑が求められることが示された。これらの結果から、被害者の性別によって生じる影響は変数ごとに異なることが示唆された。

Table 2

研究1-2における被害者の男女による差

	被害者: 女性		被害者: 男性		<i>p</i>	<i>d</i>	95%CI		
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>					
非難									
被害者非難	3.08	0.81	2.95	0.79	.02 *	0.17	[0.03	, 0.32]
加害者非難	3.78	0.80	3.55	0.78	<.01 **	0.30	[0.16	, 0.45]
否定的社会的反応									
スティグマ	2.67	0.84	2.69	0.82	.80	-0.02	[-0.16	, 0.13]
気そらし	2.71	0.78	2.79	0.81	.16	-0.10	[-0.25	, 0.04]
支配	2.55	0.72	2.42	0.67	.01 **	0.20	[0.05	, 0.34]
被害者非難	2.83	0.80	2.69	0.81	.02 *	0.17	[0.03	, 0.32]
自己中心性	2.55	0.82	2.38	0.74	<.01 **	0.22	[0.07	, 0.36]
侵襲性	2.72	0.91	2.64	0.86	.23	0.09	[-0.06	, 0.23]
量刑判断									
量刑	3.37	5.81	2.16	4.87	<.01 **	0.23	[0.08	, 0.37]

2-4. 研究 1-3 : 複数の罪名を用いた検討

2-4-1. 目的と背景

研究 1-2 では性犯罪に関して被害者の性別による一定の相違が見出された。本研究では、こうした差が性犯罪限定のものなのか、それとも全般的に見られるものなのかを検討することを目的とした。

2-4-2. 方法

2-4-2-1. 調査手続きと参加者

23 種類の犯罪を描写した短いシナリオ（例：「Aさんは、路上を歩いていたBさんをナイフで切りつけ、死亡させた」）を提示し、その後、被害者の性別を操作した（「犯罪をしたAさんは男性、被害にあったBさん【も男性／は女性】だった」）。行為者の性別は男性で固定された。回答者はこれらの 46 種類のシナリオのどれか 1 つを受け取って回答した。

クラウドソーシングサービスに登録する 18 歳以上のワーカー 1,380 名に回答を求めた。そのうち、注意確認項目に誤答した者、平均値+2 標準偏差の刑を答えた者を除外した 1,321 名（女性 751 名、平均年齢 26.35 歳、標準偏差 11.00 歳）のデータを分析対象とした。

2-4-2-2. 調査内容

(1) 社会的否定的反応、および (2) 量刑判断を尋ねた。用いた項目は研究 1-1 および研究 1-2 と同様であった。

2-4-3. 結果

罪名ごとに、被害者の性別間での差の検定を行った。差の大きさを示す統計量である効果量 *d*

Table 3

罪名ごとの被害者の性別による否定的社會的反応および量刑の効果量および有意性

	ステイグマ	気そらし	支配	被害者 非難	自己 中心性	侵襲性	量刑
強制性交	-0.32	0.31	0.34	0.27	0.25	0.28	0.36
誘拐	-0.03	-0.02	-0.48 †	-0.19	-0.08	-0.36	-0.03
強制わいせつ	-0.18	-0.32	0.04	-0.13	0.73 **	0.45 †	0.31
強盗	0.02	0.11	-0.24	< 0.01	-0.12	-0.10	-0.30
逮捕	0.11	0.13	-0.34	-0.09	-0.05	-0.11	0.27
公務執行妨害	-0.23	0.01	-0.07	0.13	-0.03	-0.20	-0.03
非侵入盜	0.29	-0.01	-0.13	-0.16	0.41	-0.15	-0.13
過失致傷	0.32	0.10	0.05	0.49 †	0.44 †	-0.14	0.34
乗り物盜	-0.13	-0.24	0.10	-0.38	-0.09	-0.02	0.45 †
暴行	< 0.01	-0.05	-0.05	0.26	0.38	-0.22	-0.03
傷害	0.43 †	0.19	0.55 *	0.15	0.40	0.05	0.15
占有離脱物横領	-0.10	-0.42	-0.26	0.03	0.08	-0.11	-0.25
侵入盜	< 0.01	0.10	0.32	-0.03	0.45	-0.15	0.45
住居侵入	0.11	0.09	0.34	0.01	0.36	0.18	0.10
器物損壊	-0.29	0.07	< 0.01	-0.09	-0.19	0.35	-0.30
恐喝	0.23	-0.14	0.36	0.30	< 0.01	-0.13	0.05
詐欺	-0.38	0.20	0.04	-0.13	0.10	< 0.01	-0.16
殺人	-0.24	-0.06	-0.43 †	-0.32	0.10	-0.32	0.05
横領	-0.29	0.07	0.39	-0.07	0.11	0.53 *	-0.40
放火	-0.38	0.43	0.19	-0.14	-0.21	-0.05	-0.07
脅迫	-0.33	-0.50 †	-0.07	-0.51 †	-0.12	0.23	-0.25
失火	0.22	0.44	0.64 *	0.38	0.72 **	0.11	0.31
過失致死	0.25	0.05	-0.07	-0.20	0.36	-0.30	0.21

** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。

を変数ごと、および罪名ごとに求めた。その結果を Table 3 に示す。値が正であれば被害者が男性である場合の方が得点が高いこと、値が負であれば逆に被害者女性である場合の方が得点が高いことを意味する。たとえば、強制わいせつについては $d = 0.73$ の得点が得られている。これは男性が被害者の場合の方が得点が高いことを意味する。いくつかの変数および罪名については有意差が確認されたものの、全体としてみれば有意差が確認されたものは少なかった。特に強制性交については、有意差が見られた変数はなかった。

2-4-4. 考察

分析の結果、一部の罪には有意な差が見られたものの、差が見られた罪は全体として見れば大きくなかった。このことからすれば、市民は被害者の性別によって刑の重さを変えてはいないと考えられる。ただしこの結果は、多くの罪を分析に含めた副作用として個別の罪に含まれるサンプルサイズが小さくなったことに起因する可能性がある。

2-5. 小括

研究 1-1 から 1-3 では、被害者の性別が非難や社会的否定的反応、さらには量刑判断に及ぼす影響を検討した。その結果は一貫していなかった。研究 1-1（企業における不同意性交）では性差はほとんど見られず、研究 1-2（交際関係における不同意性交+顔写真提示）ではむしろ女性被害者の方が非難や否定的反応を受けやすく、重い刑が求められる傾向が示された。他方、研究 1-3（複数の罪名）では、一部の犯罪で有意差がみられたものの、全体としては被害者の性別による大きな差は確認されなかった。

総じて、男性被害者が女性被害者と比べて一貫して強い非難や不利益を受けるという結果は得られず、被害者の性別が社会的反応に与える影響は状況や変数によって異なることが示唆された。

3. 男性被害者に対する非難の関連要因

3-1. 目的

上記のような知見が得られたとはいえ、男性被害者に対する非難がどのような要因と関連するのかを検討することにはなお意義がある。よって、男性被害者に対する非難や社会的否定的反応と関連する要因を検討した。具体的には、伝統的男性役割態度（研究 2-1）、両価的セクシズム（研究 2-2）、公正世界信念（研究 2-3）、平等主義的性役割態度（研究 2-4）を取り上げて検討した。

3-2. 研究 2-1：伝統的男性役割態度と男性被害者への否定的社会的反応

3-2-1. 目的

伝統的な男性役割態度とは、男性は社会的に優位な立場を占めるべきであり、強さや自己主張を重視し、女性的な特徴を避けるべきであるとする規範的な信念を指す（渡邊, 2017）。

本研究は、伝統的な男性役割態度が、性暴力の男性被害者に対する否定的社会的反応（スティグマ、被害者非難、侵襲的行動など）とどのように関連するかを検討することを目的とした。

3-2-2. 方法

3-2-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 291 名の男女（女性 154 名、男性 137 名、平均年齢 54.02 歳、標準偏差 17.56 歳）が分析対象となった。

3-2-2-2. 調査内容

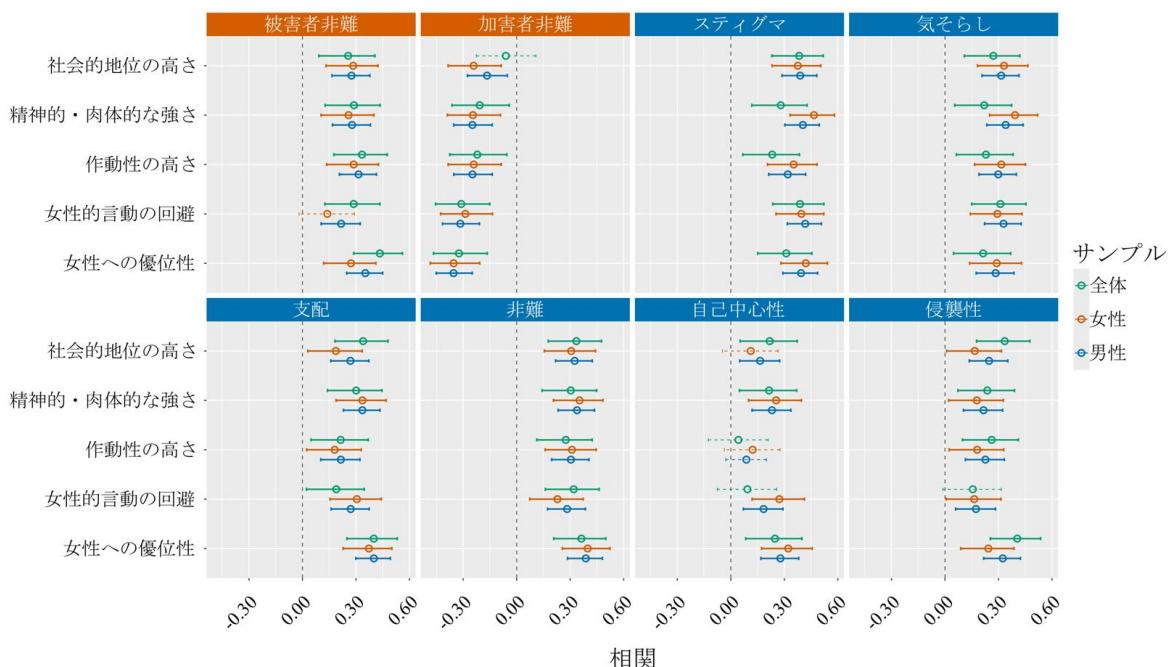
(1) 伝統的な男性役割態度尺度 渡邊（2017）が作成した 5 因子 20 項目尺度の項目を用いた。当該尺度には、社会的地位の高さ（例：「男性は社会的に成功を修めることが重要である」）、精神的・肉体的な強さ（例：「男性の身体は、たくましくあるべきだ」）、作動性の高さ（例：「男性は、他者から頼りにされる存在でなければならない」）、女性的言動の回避（例：「男性が女言葉を使うのは、やめたほうがよい」）、女性への優位性（例：「セックスでは、男性が女性をリードしなければならない」）が含まれる。7 件法での回答を求めた。

(2) 被害者・加害者非難および (3) 否定的社会的反応については研究 1-1 と同様の尺度を用いた。

3-2-3. 結果

被害者・加害者非難および否定的社會的反應と伝統的な男性役割態度の相関を算出した。その結果、Figure 2 に示される通り、伝統的な男性役割態度は被害者・加害者非難および否定的社會的反應と強く相關していた。

Figure 2 被害者・加害者非難および否定的社會的反應と伝統的な男性役割態度の相関



注) 図中の数値はPearsonの積率相関を示す。実線は5%水準で有意であったことを示し、破線は有意でなかったことを示す。

3-2-4. 考察

本研究の結果、伝統的男性役割態度を持つ人ほど、つまり男性は強くあるべきだという考え方を持つ人ほど、男性被害者に対して否定的な反應をすることが示唆された。

3-3. 研究 2-2：両価的セクシズムと男性被害者への否定的社會的反應

3-3-1. 目的

両価的セクシズムとは、敵意的セクシズムと好意的セクシズムの二側面から成り立つ概念であり、前者は女性を劣った存在として扱う直接的な差別意識を示し、後者は女性を「守るべき存在」とみなす一見肯定的だが実際には伝統的役割を強化する態度を指す (Glick & Fiske, 2001)。

本研究は、両価的セクシズムが、性暴力の男性被害者に対する否定的社會的反應（スティグマ、被害者非難、侵入的行動など）とどのように関連するかを検討することを目的とした。

3-3-2. 方法

3-3-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 389 名の男女（女性 211 名、男性 178 名、平均年齢 54.42 歳、標準偏差 17.42 歳）が分析対象となった。

3-3-2-2. 調査内容

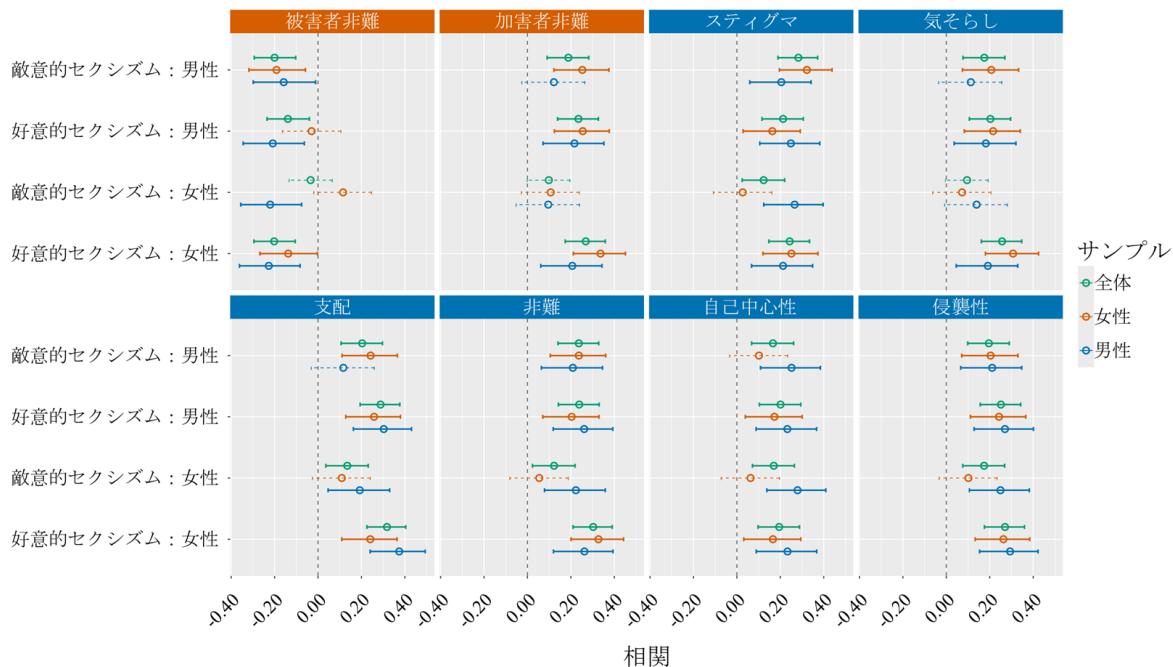
(1) 両価的セクシズム 女性に対する Ambivalent Sexism Inventory (Glick & Fiske, 1996) と男性に対する Ambivalence toward Men Inventory (Glick & Fiske, 1999) の翻訳版 (阪井, 2007; 宇井・山本, 2001) を用いた。これらの尺度はともに敵意的セクシズムと好意的セクシズムの2因子によって構成される。具体的には、女性に対する敵意的セクシズム（例：「女性は、仕事中に起きる問題についておおげさに騒ぎ立てすぎる」）、女性に対する好意的セクシズム（例：「女性は、男性から大事にされ、守られなければならない」）、男性に対する敵意的セクシズム（例：「ほとんどの男性は、いったん権力を持つと多かれ少なかれ女性に性的な嫌がらせをするものだ」）、男性に対する好意的セクシズム（例：「男性は、自分の危険を省みることなく他人を助けようとするものだ」）の計4因子である。

(2) 被害者・加害者非難および(3)否定的社會的反應については研究1-1と同様の尺度を用いた。

3-3-3. 結果

被害者・加害者非難および否定的社會的反應と両価的セクシズムの相関を算出した。その結果、Figure 3に示される通り、伝統的な男性役割態度は被害者・加害者非難および両価的セクシズムと強く相関していた。

Figure 3 被害者・加害者非難および否定的社會的反應と両価的セクシズムの相関



注) 図中の数値はPearsonの積率相関を示す。実線は5%水準で有意であったことを示し、破線は有意でなかったことを示す。

3-3-4. 考察

本研究の結果、敵意的なものと好意的なものを問わず、またそれが男性に対するものであれ女性に対するものであれ、セクシズムを有する人ほど男性被害者に対して否定的な反応をすることが示

唆された。

3-4. 研究 2-3：公正世界信念と男性被害者への否定的社會的反應

3-4-1. 目的

公正世界信念とは「世の中は基本的に公正であり、人は自らの行いに見合った結果を受ける」とする信念を指す (Lerner & Clayton, 2011)。この信念は、人が不運や被害に遭うと「その人にも原因があったはずだ」と考える傾向を強め、被害者非難や差別的態度を正当化する働きを持つことが指摘されている。

本研究は、公正世界信念が、性暴力の男性被害者に対する否定的社會的反應（ステイグマ、被害者非難、侵入的行動など）とどのように関連するかを検討することを目的とした。

3-4-2. 方法

3-4-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 387 名の男女（女性 205 名、男性 182 名、平均年齢 55.27 歳、標準偏差 17.80 歳）が分析対象となった。

3-4-2-2. 調査内容

(1) 公正世界信念尺度 村山・三浦 (2015) が作成した尺度を用いた。この尺度は、究極的公正世界信念（例：「苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがて来る」）、内在的公正世界信念（例：「どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである」）、不公正信念（例：「世の中の大抵のことは不公平だ」）の 3 因子各 4 項目の合計 12 項目から構成されている。5 件法での回答を求めた。

(2) 被害者・加害者非難および (3) 否定的社會的反應については研究 1-1 と同様の尺度を用いた。

3-4-3. 結果

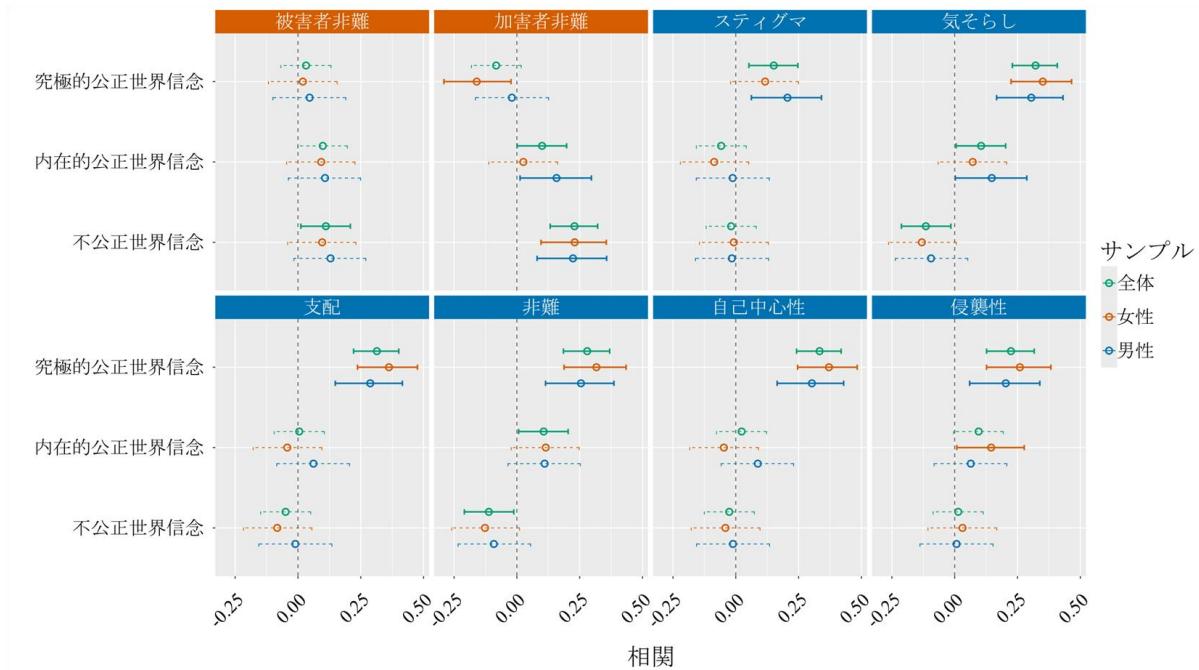
被害者・加害者非難および否定的社會的反應と両価的セクシズムの相関を算出した。その結果、Figure 4 に示される通り、公正世界信念のうち、究極的公正世界信念は男性被害者に対する強く正に相関していた。他方、加害者非難とは不公正信念が強く正に相関していた。

3-4-4. 考察

公正世界信念のうち、内在的公正世界信念は「加害者はいずれ罰を受けるだろう」と思うことで公正信念を維持するものであるのに対して、究極的公正世界信念は「被害者の害はいずれ埋め合わせるだろう」と思うことで公正信念を維持するものである (村山・三浦, 2015)。この点で、究極的公正世界信念は被害者と関連するものであるという点で男性被害者とも概念的に近いため、結果としてこの因子に強い相関がみられたのではないかと考えられる。

3-5. 研究 2-4：平等主義的性役割態度と男性被害者への否定的社會的反應

Figure 4 被害者・加害者非難および否定的社会的反応と公正世界信念の相関



注) 図中の数値はPearsonの積率相関を示す。実線は5%水準で有意であったことを示し、破線は有意でなかったことを示す。

3-5-1. 目的

平等主義的性役割態度とは、男女の役割や地位に関して対等であるべきだとする信念や態度を指す（鈴木, 1994）。本研究は、平等主義的性役割態度が、性暴力の男性被害者に対する否定的社會的反応（スティグマ、被害者非難、侵入的行動など）とどのように関連するかを検討することを目的とした。

3-5-2. 方法

3-5-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 392 名の男女（女性 218 名、男性 174 名、平均年齢 55.75 歳、標準偏差 18.05 歳）が分析対象となった。

3-5-2-2. 調査内容

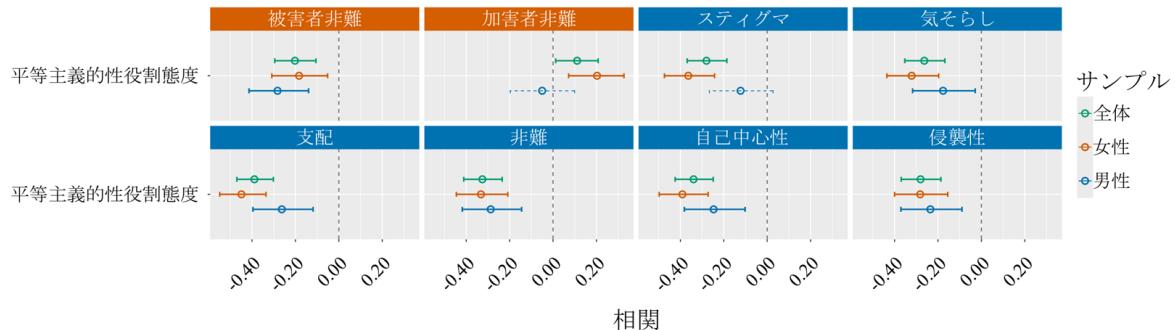
(1) 平等主義的性役割態度 鈴木（1994）が作成した尺度（SESRA-S）を用いた。この尺度は、1 因子 15 項目で構成される尺度であり、「女性は、家事や育児をしなければいけないから、フルタイムで働くよりパートタイムで働いたほうがよい」（逆転項目）などが含まれる。値が大きいほど、平等主義的な性役割態度を有することを意味する。5 件法での回答を求めた。

(2) 被害者・加害者非難および (3) 否定的社會的反応については研究 1-1 と同様の尺度を用いた。

3-5-3. 結果

被害者・加害者非難および否定的社會的反應と平等主義的性役割態度の相關を算出した。その結果、Figure 5 に示される通り、平等主義的性役割態度と否定的社會的反應の間には強い負の相關がみられた。

Figure 5 被害者・加害者非難および否定的社會的反應と平等主義的性役割態度の相關



注) 図中の数値はPearsonの積率相関を示す。実線は5%水準で有意であったことを示し、破線は有意でなかったことを示す。

3-5-4. 考察

本研究では、値が大きいほど平等主義的な態度を持つことを意味するようにコーディングされていた。そのため、男女間の関係において平等を重視しない人ほど、男性被害者に対して否定的な反応をする可能性が高いことが示された。

3-6. 小括

本章では、男性被害者に対する否定的社會的反應や被害者・加害者への非難と関連する要因を検討した。その結果、男性被害者に対する否定的反應と関連する複数の要因が特定された。具体的には、伝統的な男性役割態度を強く持つ人ほど、「男性は強くあるべき」という考え方方に影響され、男性被害者を責めたり、否定的な反應を示しやすい傾向があった（研究 2-1）。セクシズム強く持つ人ほど、男性被害者に対して否定的な反應をしやすかった（研究 2-2）。「世の中は基本的に公正である」という公正世界信念を強く持つ人ほど、「被害に遭ったのはその人にも原因がある」と考えやすく、男性被害者への否定的な反應につながりやすかった（研究 2-3）。男女平等の考え方をあまり重視しない人ほど、男性被害者に否定的な態度をとりやすかった（研究 2-4）。総じて言えば、伝統的なジェンダー観や偏見を強く持つ人ほど、男性被害者に対して否定的に反応しやすいことが示された。

4. 派生的研究

4-1. 目的

研究 1 では、男性被害者に対する非難や否定的社會的反應が、女性被害者と比べて一貫して強いとは言えないことが明らかになった。研究 2 では、その背景にある要因として、伝統的な男性役割態度やセクシズム、公正世界信念、平等主義的性役割態度といったジェンダー関連の心理的傾

向が重要であることを確認した。しかし、これらの知見だけでは、男性被害者に対する社会的反応の全体像を十分に説明することはできない。そこで研究3（派生的研究）では、これまでの研究の結果から派生して浮かび上がった論点に焦点を当て、司法の不平等感、伝統的男性役割態度と年齢の関係、被害意識や政策参加など、より広い社会的・心理的側面を検討することを目的とした。これにより、男性被害者に対する否定的反応がどのような社会的土壤のもとで生じるのかをより立体的に理解することを目指した。

4-2. 研究3-1：平等感の性差の検討

4-2-1. 目的・背景

研究1-1、1-2、1-3の結果からは、被害者の性別による差が明確に一方向に現れるわけではなく、必ずしも「男性だから不利に扱われる」とは言えなかった。にもかかわらず、現実の社会では「司法は男女で不平等だ」といった声が少なからず存在しているように思われる。こうした着想を確かめるため、司法における不平等感の男女差を検討した。

4-2-2. 方法

4-2-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に309名の男女（女性157名、男性152名、平均年齢54.53歳、標準偏差17.51歳）が分析対象となった。

4-2-2-2. 調査内容

(1) 司法の不平等感 独自に作成した次の質問を尋ねた。「いまの日本の犯罪状況についてどうかがいします。ネット上などでは、現在の日本で犯罪をした場合、取り締まりの厳しさや刑の重さなどの点で、女性の方が有利に扱われていると主張されることがあります。これに対して、逆に、男性の方が有利に扱われていると主張する人もいます。あなたご自身の考え方としては、罪を犯した女性と男性、どちらが有利に扱われていると思いますか」。1が「男性に極端に有利」、5が「どちらともいえない」、10が「女性に極端に有利」として10件法での回答を求めた。

4-2-3. 結果

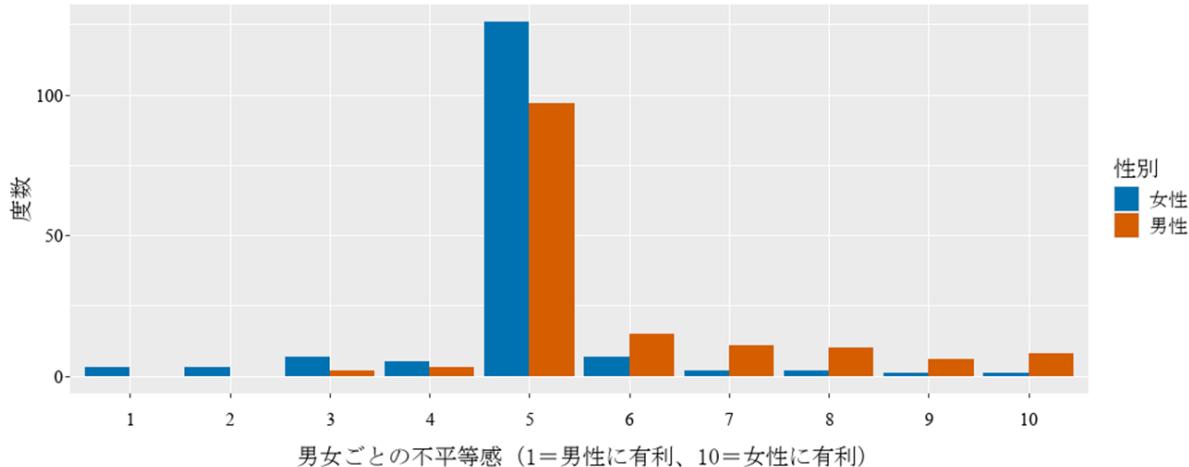
4-2-3-1. 記述統計

まず男女ごとの不平等感の度数をFigure 6に示す。同図に示される通り、5に値が集中しており（72.2%）、どちらの性に有利とも言えない（つまり、司法は性に関して平等である）と考えていることが示唆された。しかし、男性に有利と考えている人（7.4%）や女性に有利と考えている人（20.4%）も一定数存在した。平均値は5.35であり、女性に有利と考えている人の方がわずかながら多いことが示唆された。

4-2-3-2. 男女差の検討

次に、不平等感の男女差の検定を行った。Welchのt検定を用いた分析の結果、女性の得点（ $M = 4.91$ ）は、男性の得点（ $M = 5.82$ ）と比べて低いことが示された ($t(270.01) = -5.99, p < .01, d = -0.68$)。値が低い方が男性に有利と認識していることを示すようにコーディングされているため、女性の方が男性に有利と認識しやすい、逆に言えば、男性の方が女性に有利と認識しやすいこ

Figure 6 性別ごとの司法の不平等感の分布



とが示唆された。

4-2-4. 考察

この結果は、社会全体としては「司法は性に関しておおむね平等」と捉えられているにもかかわらず、自らの性が不利に扱われていると感じる被害意識が一定程度存在することを示唆する。特に男性側においては「女性に有利である」という認識が相対的に強く、これは男性被害の軽視や男性被害者への非難が生じやすい社会的土壌と関連している可能性がある。

4-3. 研究 3-2：年齢と伝統的な男性役割態度の関連

4-3-1. 目的

ここまで的研究で収集したデータを用い、回答者の年齢と男性被害者に対する否定的社會的反応の関係性を検討したところ、年齢が高い人ほど概して男性被害者に対して否定的な反応をしやすいことが示された。これに鑑み、本研究では、年齢が伝統的な男性役割態度（社會的地位の高さ、精神的・肉体的な強さ、作動性の高さ、女性的言動の回避、女性への優位性）とどのように関連するかを検討することを目的とした。

4-3-2. 方法

4-3-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 358 名の男性（平均年齢 53.84 歳、標準偏差 17.74 歳）が分析対象となった。

4-3-2-2. 調査内容

(1) 伝統的な男性役割態度 渡邊（2017）の 5 因子 20 項目尺度を用いて測定した（研究 3-1 と同様である）。

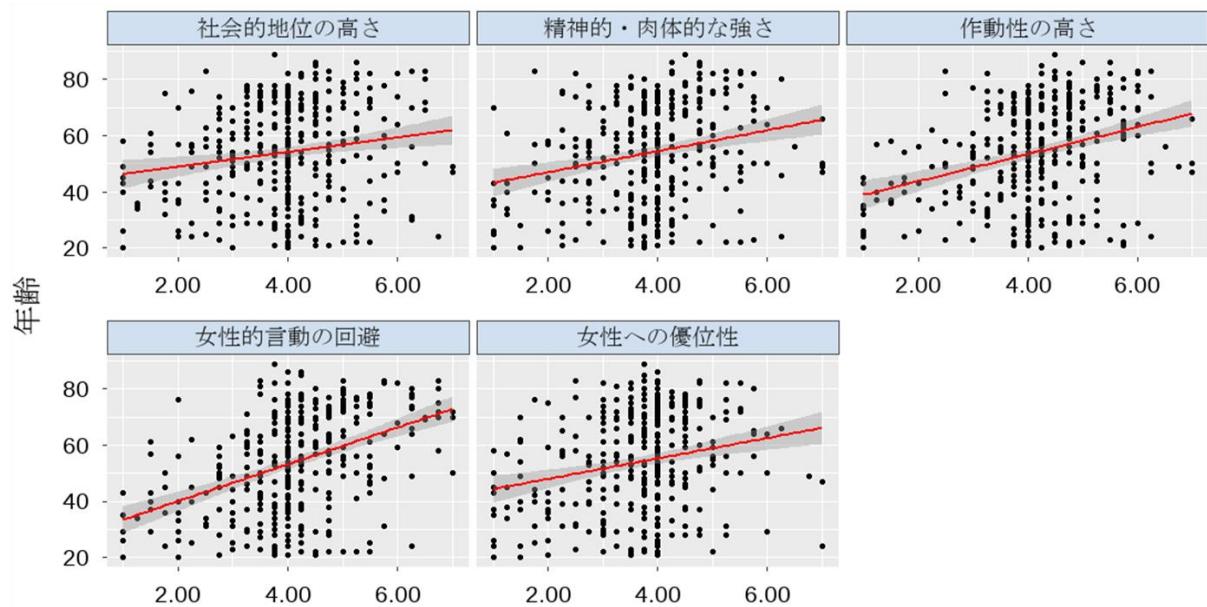
その他、回答者の年齢がウェブ調査会社から提供されたため、そのデータを分析に用いた。

4-3-3. 結果

4-3-2-2. 基礎的検討

相関分析では、年齢はいずれの因子とも有意な正の相関を示した (Figure 7)。つまり、年齢が高いほど伝統的な男性役割態度を強く持つ傾向が見られた。

Figure 7 年齢と伝統的な男性役割態度の相関の図示



4-3-4. 考察

年齢と伝統的な男性役割態度のすべての因子に正の関連が示されたことから、年代ごとに異なる社会化経験や時代背景がジェンダー意識に影響している可能性が示唆された。

4-3. 研究 3-3：伝統的な男性役割態度と諸変数の関連

4-3-1. 目的・背景

ここまで伝統的な男性役割態度（渡邊, 2017）を複数の研究（研究 2-1、研究 3-2）で用いてきた。それらの研究では、この概念で測定されるジェンダー意識は、男性被害者に対する否定的社会的反応の多くの下位概念と関連し、年齢とも関連する重要な変数であることが示されてきた。本研究では、当該の態度・意識の心理的特性についてさらに理解を深めるため、公正世界信念、刑事司法に対する態度、刑罰の正当化根拠との関連を検討することを目的とした。

4-3-2. 方法

4-3-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 999 名の男女（女性 518 名、男性 481 名、平均年齢 53.88 歳、標準偏差 = 17.60）が分析対象となった。

4-3-2-2. 調査内容

(1) 伝統的な男性役割態度 研究 3-1 と同じく、渡邊（2017）が作成した 5 因子 20 項目尺度を用いて測定した。

(2) 公正世界信念尺度 研究 3-3 と同じく、村山・三浦（2015）の作成した 3 因子 12 項目の尺度を用いて測定した。

(3) 刑事司法に対する態度尺度 向井・藤野（2017）が作成した尺度を用いた。この尺度は、刑罰の厳罰化（例：「犯罪者に対する判決をもっと厳しくするべきだ」）、刑罰の早期拡大化（例：「人に不安を与える行為をした時点で、刑罰を科せるようにするべきだ」）、治療の推進化（例：「なぜ犯罪者の社会復帰を重視しないのかと疑問に思う」）、治療の早期拡大化（例：「単に他人に迷惑をかけるだけの行為をする人にも、生活を改めさせるための援助を行なうべきだ」）の4因子22項目から構成されている。6件法での回答を求めた。

(4) 刑罰の正当化根拠尺度 向井・湯山（2022）が作成した短縮版尺度を用いた。この尺度は、刑罰を科す根拠として、応報（例：「行われた犯罪に対して常に刑罰を科し、正義を実現するため」）、復讐（例：「被害者やその遺族の復讐感情を満たすため」）、一般予防（例：「犯罪者を処罰することで、『やはり犯罪はいけないことだ』という人々の規範意識・正義感をより強化するため」）、改善更生（例：「刑罰により犯罪者を改善・教育し、再犯を防止するため」）、隔離（例：「刑の執行により自由を奪い社会から隔離することで、犯罪者から社会を守るため」）の5因子各2項目の計10項目を尋ねるものである。5件法での回答を求めた。

4・3・3. 結果

相関分析（Table 4）では多くの変数間に有意な相関がみられた。具体的には、伝統的な男性役割態度は、厳罰化・早期拡大化の支持や治療志向、公正世界信念と概して弱～中程度の正相関を示した。一方で同態度の下位侧面である「女性への優位性」は関連が相対的に弱く、指標によっては負の関連もみられ、全体の効果量は小～中程度にとどまった。

Table 4
伝統的な男性役割態度と諸変数の相関

変数名	社会的地位 の高さ	精神的・ 肉体的な強さ	作動性 の高さ	女性的言動 の回避	女性への 優位性
刑事司法に対する態度					
1 刑罰の厳罰化	.24 **	.09 **	.16 **	.15 **	.04
2 刑罰の早期拡大化	.31 **	.22 **	.23 **	.22 **	.19 **
3 治療の推進化	.14 **	.19 **	.19 **	.13 **	.17 **
4 治療の早期拡大化	.16 **	.07 *	.14 **	.05	.03
公正世界信念					
5 究極的公正世界信念	.25 **	.32 **	.27 **	.24 **	.32 **
6 内在的公正世界信念	.18 **	.08 **	.22 **	.15 **	.04
7 不公正世界信念	.05	-.06 *	.01	-.01	-.08 **
刑罰の正当化根拠					
8 応報	.20 **	.05 †	.18 **	.15 **	.00
9 復讐	.21 **	.19 **	.21 **	.17 **	.20 **
10 一般予防	.11 **	-.02	.14 **	.07 *	-.08 *
11 改善更生	.10 **	-.01	.12 **	.05	-.08 *
12 隔離	.19 **	.03	.15 **	.10 **	-.02

** $p < .01$, * $p < .05$ 。

4-3-4. 考察

本結果は、伝統的な男性役割態度が刑罰の厳罰化・制度的介入の支持や公正世界信念、刑罰の正当化根拠と広く結びつき、男性被害に対する否定的社会的反応を支える基調的な規範となっている可能性を示唆する。

4-4. 研究 3-4：ハードルモデルを用いた検討

4-4-1. 目的と背景

量刑判断を分析に含めた研究 1-1 や研究 1-2 では、加害者に対して求められる量刑は大きく偏った分布をしていることが示された。こうした場合には正規分布を前提とした分析では結果に歪みが生じることが知られている。そこで本研究ではより精緻な分析手法を用いて、被害者の性別による量刑判断の相違を検討することを目的とした。

4-4-2. 方法

4-4-2-1. 調査手続きと参加者

研究 1-2 と同じ交際関係における不同意性交のシナリオを提示した。最終的に 358 名の男女（平均年齢 54.744 歳、標準偏差 17.11 歳）が分析対象となった。

4-4-2-2. 調査内容

(1) 量刑判断は研究 1-1 および研究 1-2 と同様の形式で回答を求めた。

4-4-3. 結果

基礎的検討の結果に鑑み、ハードル負の二項モデルを用いた分析を行った。このモデルは「無罪と判断するか（ゼロが多く出るデータ）」という部分と「有罪とされた場合にどの程度の量刑を推奨するか（カウント部分）」を分けて推定できるため、無罪回答が一定数存在し、かつ量刑分布が過分散を示す今回のデータに適している。

分析の結果 (Table 5)、まずハードル部分（有罪判断）では、被害者の性別と回答者の年齢が有意に関連していた。結果を図示したものを Figure 8 に示す。具体的には、男性被害者条件では無罪と判断されやすい傾向が示され ($B = -0.39$, 95%CI [-0.68, -0.09], $p = .01$)、また若い回答者ほど有罪と判断しやすかった ($B = -0.03$, 95%CI [-0.04, -0.02], $p < .01$)。一方、カウント部分（量刑判断）では、男性被害者条件において刑が軽くなる傾向が見られ ($B = -0.20$, 95%CI [-0.40, 0.00], $p = .05$)、さらに若い回答者ほど重い刑を科すべきだと判断する傾向が確認された ($B = -0.01$, 95%CI [-0.02, -0.01], $p < .01$)。

4-4-4. 考察

本研究では、研究 1-1 および研究 1-2 よりも精緻な統計的手法を用いて再分析を行った。その結果、被害者が男性である場合には、逆に無罪の判断が多く、求められる刑が軽くなるという逆方向の知見が得られた。

4-5. 研究 3-5：被害意識の検討

4-5-1. 目的・背景

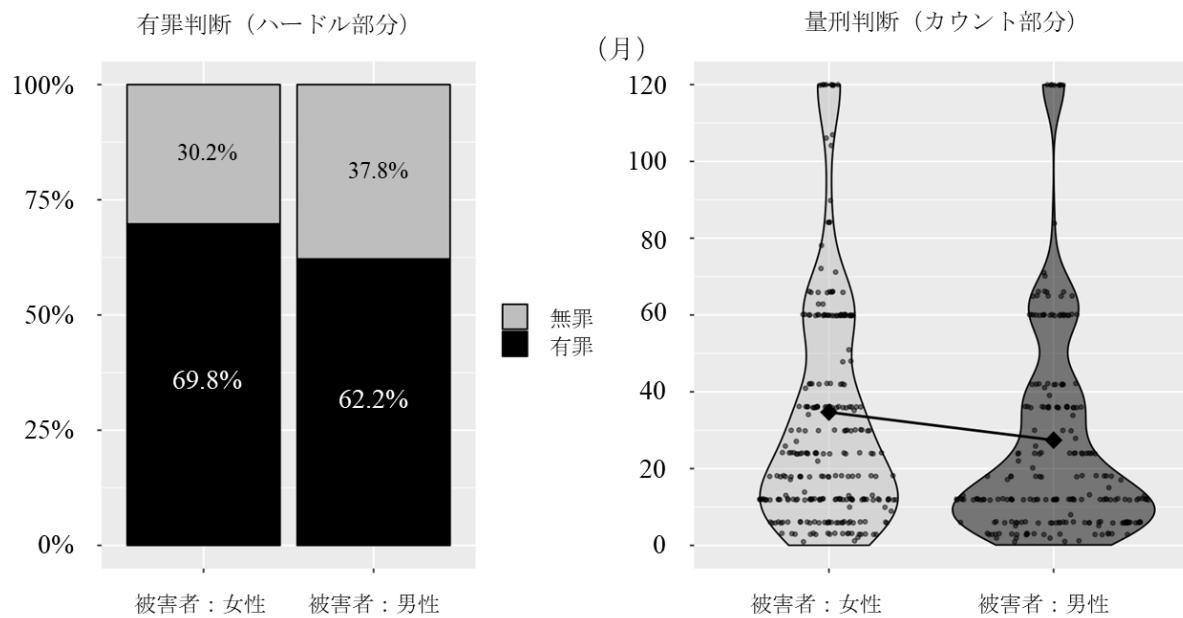
Table 5

量刑（月）を従属変数としたハードル負の二項モデルの結果

	B	SE	z	p	95%CI
ハードル部分					
被害者性別 ^a	-0.39	0.15	-2.55	.01 *	[-0.68 , -0.09]
回答者性別 ^a	-0.26	0.15	-1.71	.09 .	[-0.56 , 0.04]
回答者年齢	-0.03	0.00	-6.91	<.01 **	[-0.04 , -0.02]
カウント部分					
被害者性別 ^a	-0.20	0.10	-1.98	.05 *	[-0.40 , 0.00]
回答者性別 ^a	-0.02	0.10	-0.24	.81	[-0.22 , 0.17]
回答者年齢	-0.01	0.00	-4.96	<.01 **	[-0.02 , -0.01]

^a女性 = 0, 男性 = 1。 **p < .01, *p < .05。

Figure 8 ハードルモデルの結果の図示



本研究では男性被害者に対する非難について検討してきたが、そもそもこうした「被害」が一般市民によってどのように捉えられているのかは結果の解釈のうえで有益である。よって本研究では、被害意識に関する尺度の予備的な翻訳を行うことを通じて、被害意識を把握することを目的とした。

4-5-2. 方法

4-5-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 370 名の男女（女性 202 名、男性 168 名、平均年齢 55.26 歳、標準偏差 17.59 歳）が分析対象となった。

4-5-2-2. 調査内容

(1) 被害意識 Gabay et al. (2020) によって作成された対人間被害傾向尺度 (Tendency for Interpersonal Victimhood Scale) を原著者の許可を得たうえで翻訳して使用した。翻訳に際してはバックトランスレーション法を用いることで原版と翻訳版の言語的等価性を確認した。この尺度は過去における対人関係上の被害経験を強く意識し、それを自己同一性の中心に据えやすい持続的なパーソナリティ傾向と定義される「対人間被害傾向」を測定するものであり、4つの因子から構成される。具体的には、自らの被害経験を他者に認めてもらいたい、加害者から謝罪や罪悪感の表明を得たいという動機を指す「承認の欲求」因子、自己を高潔かつ道徳的に位置づけ、他者を不道徳で利己的な存在とみなす傾向である「道徳的卓越主義」因子、他者の苦痛や感情に关心を向けず、自らの被害や苦しみに没頭する傾向である「共感の欠如」因子、過去の被害経験や不正に繰り返し注意を向け、それに伴う怒りや否定的感情を長期にわたり抱え続ける傾向である「反芻」である (Gabay et al., 2020)。全 22 項目に対して 7 件法での回答を求めた。

4-5-3. 結果

4-5-3-1. 確認的因子分析

原論文 (Gabay et al., 2020) の因子構造に合わせて確認的因子分析を実施した。その結果、 $CFI = 0.897$ 、 $RMSEA = 0.071$ となった。良好な適合度とは言い難い値であるが、項目数が多いことを加味し、許容可能と判断した。

4-5-3-2. 記述統計

確認された因子構造に変数を合成し、その値を用いて各因子の平均値、標準偏差、相関係数を算出した。その結果、Table 6 に示される通り、承認の欲求の得点は理論的中点 (4 点) を大きく超えており ($M = 4.51$)、自らの被害経験を他者に認めてもらいたいという欲求は一定程度強く持たれている傾向であることが示唆された。共感の欠如 ($M = 4.19$) および反芻 ($M = 4.42$) も理論的中点を越えていたが、逆に道徳的卓越主義は下回っていた ($M = 3.88$)。どの変数についても性別による有意差は確認されなかった。

Table 6
対人間被害傾向尺度各因子の記述統計

変数名	<i>M</i>	<i>SD</i>	α	1	2	3
1 承認の欲求	4.51	1.01	.89			
2 道徳的卓越主義	3.88	0.79	.71	.42 **		
3 共感の欠如	4.19	0.86	.80	.65 **	.60 **	
4 反芻	4.42	1.09	.84	.73 **	.38 **	.60 **

4-5-4. 考察

本研究で見出された傾向は、被害者に対する社会的反応の理解に示唆を与える。とりわけ「承認の欲求」が強い人は、自らの被害経験に強く意識を集中しやすく、その結果として他者の立場や感情に注意を向けにくくなる (Gabay et al., 2020)。こうした傾向が男性被害者に対する非難とも関係しているかもしれない。

4-6. 研究 3-6：司法参加の検討

4-6-1. 目的・背景

これまでの研究で示唆されたように、社会には自分の性が不平等に扱われているという認識（研究 3-1）や、自らの被害経験を他者に認めてもらいたいという欲求（研究 3-5）が存在する可能性がある。こうした認識は実際の政策決定に対して影響を及ぼす可能性があるのか。この点について示唆を得るために、本研究では、市民がどの程度刑事政策に関連する行動を行っているのかを検討することを目的とした。

4-6-2. 方法

4-6-2-1. 調査手続きと参加者

最終的に 820 名の回答者（女性 422 名、男性 398 名、平均年齢 54.92 歳、標準偏差 17.66 歳）が分析対象となった。

4-6-2-2. 調査内容

(1) 刑事政策参加 Mukai et al. (2023) が作成した 9 項目を用いた。これらの項目には、「犯罪問題についての陳情書などに（対面またはオンライン上で）署名したこと」や「SNS（ツイッターやフェイスブックなど）で、犯罪問題について思ったことを書き込んだこと」など刑事政策に対して影響を及ぼす可能性のある行動が含まれており、それぞれの項目について参加の経験および意図の 2 側面から回答を求める。経験については、それぞれの行為を過去 1 年にしたことがあるかを「ある」、「ない」の 2 件法で尋ね、意図については、それぞれの行為を今後 1 年にする可能性がどの程度あるかを「まったくない」(1) から「十分にある」(5) の 5 件法で尋ねた。

4-6-3. 結果

参加の経験および意図をそれぞれ集計した (Table 7)。その結果、9 つの行為のうちどれか 1 つ以上を経験したことのある人の割合は 17.6% であった。最も経験率が高い行為は「犯罪問題について考えて、選挙で投票先を選んだこと」(10.6%) であり、「SNS（ツイッターやフェイスブックなど）で、犯罪問題について思ったことを書き込んだこと」(6.0%) や「犯罪問題について、SNS（ツイッターやフェイスブックなど）で、人から回ってきた情報や意見を（リツイートやシェアで）拡散したこと」(4.9%) という SNS 関連の行為が続いた。参加意図に関する行為の順序も概ね同様であった。

4-6-4. 考察

刑事政策参加の経験率は全体の約 5 人に 1 人程度とかなり低い水準にとどまっていた。したがって、性別による不平等感や被害意識といった認識が、直ちに政策参加行動を通じて制度や政策に反映される可能性は必ずしも高くないことが示唆された。

4-7. 小括

研究 3 では、研究 1・2 で残された課題を踏まえ、派生的な論点を検討した。その結果、司法の

Table 7

刑事政策参加の経験および意図の割合および平均値

	経験	意図
	%	M
犯罪問題について考えて、選挙で投票先を選んだこと	10.6%	2.18
SNS（ツイッターやフェイスブックなど）で、犯罪問題について思ったことを書き込んだこと	6.0%	1.56
犯罪問題について、SNS（ツイッターやフェイスブックなど）で、人から回ってきた情報や意見を（リツイートやシェアで）拡散したこと	4.9%	1.56
犯罪問題について、行政などの機関に、メールや手紙、電話などで苦情や要望を入れたこと	3.9%	1.63
犯罪問題について、公職者（警察官などの公務員や国会議員などの政治家など）に会ったり、連絡をとったりしたこと	3.8%	1.56
犯罪問題についての陳情書などに（対面またはオンライン上で）署名したこと	3.7%	1.78
自分が住む地域の犯罪問題に取り組む団体・組織（防犯団体など）に参加したこと	3.2%	1.70
犯罪問題に力を入れている団体や政治家に寄付をしたこと	2.7%	1.61
犯罪問題についてのデモなどの集会に参加したこと	1.5%	1.50
合計／平均	17.6%	1.67

注) 経験の合計はどれか1つ以上を経験したことのある人の割合を示す。

不平等感は多くの人が「平等」と感じつつも、男女で「相手の性が有利」と認識しやすい傾向が見られた（研究3-1）。また、年齢が高いほど伝統的な男性役割意識を持ちやすく（研究3-2）、これは司法観や刑罰観とも結びついていた（研究3-3）。さらに、ハードルモデルを用いた精緻な分析では男性被害者が軽く扱われやすいこと（研究3-4）、人々の被害意識が被害者非難と関連しうること（研究3-5）、政策参加は全体的に低調であること（研究3-6）が示された。総じて、男性被害者への否定的反応は単なる性別の違いだけでなく、ジェンダー意識や不平等感、被害意識といった社会心理的要因と密接に関連していることが明らかになった。

5. 総合考察

本研究は、男性被害者に対する否定的社会的反応を多角的に検討し、その背後にある要因を明らかにした。以下、一連の研究から得られる示唆、本研究の意義、課題について述べる。

5-1. 本研究の示唆

第一に、被害者の性別による反応の差は一貫しないことが示された。研究1-1、研究1-2、研究1-3では、企業や交際関係における性犯罪シナリオ、複数の罪名を用いた調査を行ったが、男性だから必ず不利に扱われる、女性だから必ず有利に扱われるといった単純な傾向は確認されなかつた。ただし、研究3-4で精緻な統計手法を用いた分析では、被害者が男性の場合に無罪とされやすく、刑も軽く見積もられる傾向が示され、量刑においては男性が不利に扱われる可能性が示唆された。社会には「男性が不利だ」「女性が優遇されている」といった主張が存在し、研究3-1でも自分のジェンダーが不利に扱われていると感じる傾向が確認された。しかし、これらは必ずしも実証的に裏付けられないものであることが本研究の結果から示唆された。このことを伝えることはジェンダー間の不要な軋轢を低減する上で有益であるかもしれない。

第二に、男性被害者への否定的反応は伝統的なジェンダー意識と密接に関連していた。研究2

および研究3の結果からは、「男性は強くあるべき」といった伝統的な男性役割態度（研究2-1）や、セクシズム（研究2-2）、公正世界信念（研究2-3）、平等主義的性役割態度（研究2-4）の欠如といったジェンダー関連の意識が、男性被害者への非難や否定的反応を強めることが示された。このことから、こうした伝統的なジェンダー意識を低減することが、男性被害者への偏見や非難を和らげる上で有効であると考えられる。

第三に、ジェンダー意識や不平等感はより広い社会的背景と結びついていることが明らかになった。研究3-2では、伝統的な男性役割態度は年齢と正の関連を示し、世代的な社会化やコホート要因との関連がうかがえた。研究3-3では、この態度は刑罰觀や司法制度への考え方と広く結びついていた。さらに研究3-5では、「自分が不利に扱われている」という認識は司法の不平等感にとどまらず、一般的な被害意識とも関連している可能性が示された。これらの点を踏まえれば、こうした意識を短期的に変化させることは容易ではないと考えられる。ただし研究3-6が示すように、SNS投稿や署名活動など、実際に刑事政策に影響を与える行動を行う人は少数にとどまっており、現時点ではこうした意識が直接的に制度に反映される可能性は高くない。このことは1つ安心できる知見かもしれない。

以上を総合すると、男性被害者に対する否定的反応は性別の違いそのものから一律に生じるのではなく、ジェンダー意識や不平等感、被害意識といった多層的な要因に支えられていることが示された。

5-2. 本研究の意義

今回の一連の研究の意義は、第一に、従来の議論が「男性は不利に扱われる」「女性が優遇されている」といった主観的な主張にとどまってきたのに対し、それらが必ずしも実証的に裏付けられるわけではないことを明らかにした点にある。第二に、否定的社会的反応の背景にあるジェンダー意識や不平等感、公正世界信念といった心理的要因を体系的に検討することで、問題の根底にある社会心理的メカニズムを具体的に描き出した点が挙げられる。第三に、量刑判断や司法の不平等感、被害意識、さらには刑事政策参加のあり方を関連づけて分析したことにより、ジェンダー問題を個別の領域に閉じ込めず、司法・社会全体の文脈の中で捉える視座を提示した。

これらの点から、本研究は男性被害者への社会的対応を理解するための基盤を提供するとともに、ジェンダー間の不要な対立を和らげ、公正な刑事司法のあり方を考えるうえで有益な示唆を与えるものである。

5-3. 本研究の課題

以上の通り、本研究には大きな意義がある一方で、課題も残された。第一に、伝統的なジェンダー意識を低減するためのプログラムの完成は本研究期間内には間に合わなかった。現在はパイロット版を作成し、協力先の企業内で予備的データの収集を行っている段階である。今回の研究によって伝統的ジェンダー意識の重要性は改めて確認されたため、今後はこのプログラムの完成・公開に注力していく必要がある。

第二に、本研究は幅広いテーマを扱ったがゆえに総花的であり、全体を統合するモデルの構築には至らなかった。しかし、それぞれの知見は独立しても高い価値を有しているとはいえ、今後はこ

これらのデータを基盤に、より体系的かつ統合的なモデルを構築することが課題となろう。

引用文献

- Adolfsson, K., Strömwall, L. A., & Landström, S. (2020). Blame attributions in multiple perpetrator rape cases: The Impact of Sympathy, Consent, Force, and Beliefs. *Journal of Interpersonal Violence*, 35(23–24), 5336–5364. <https://doi.org/10.1177/0886260517721171>
- Gabay, R., Hameiri, B., Rubel-Lifschitz, T., & Nadler, A. (2020). The tendency for interpersonal victimhood: The personality construct and its consequences. *Personality and Individual Differences*, 165(May), 110134. <https://doi.org/10.1016/j.paid.2020.110134>
- Glick, P., & Fiske, S. T. (1996). The Ambivalent Sexism Inventory: Differentiating hostile and benevolent sexism. *Journal of Personality and Social Psychology*, 70(3), 491–512. <https://doi.org/10.1037/0022-3514.70.3.491>
- Glick, P., & Fiske, S. T. (1999). The ambivalence toward men inventory. *Psychology of Women Quarterly*, 23(3), 519–536. <https://doi.org/10.1111/j.1471-6402.1999.tb00379.x>
- Lerner, M. J., & Clayton, S. (2011). *Justice and self-interest: Two fundamental motives*. California University Press.
- 向井 智哉・藤野 京子 (2018). 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 法と心理, 18, 86-98. https://doi.org/10.20792/jlawpsychology.180_86
- Mukai, T., Matsuki, Y., Yuyama, Y., & Watamura, E. (2023). Criminal justice participation among Japanese adults: A preliminary study. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 74. <https://doi.org/10.1016/j.ijlcj.2023.100616>
- Mukai, T., & Watamura, E. (2022). Comparing negative social reactions to sexual and non-sexual crimes: An experimental study with a Japanese sample. *International Criminology*, 2, 414–423. <https://doi.org/10.1007/s43576-022-00074-x>
- 向井 智哉・湯山 祥 (2022). 刑罰の正当化根拠尺度 (JPS) と短縮版尺度 (S-JPS) の作成 実験社会心理学研究, 62(1), 25–37. <https://doi.org/10.2130/jjesp.2203>
- 村山綾・三浦麻子 (2015). 被害者非難と加害者の非人間化. 心理学研究, 86(1), 1–9. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.86.13069>
- 阪井 俊文 (2007). セクシズムと恋愛特性の関連性の検討 心理学研究, 78(4), 390–397. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.78.390>
- 鈴木 淳子 (1994). 平等主義的性役割態度スケール短縮版 (SESRA-S) の作成 心理学研究, 65(1), 34–41. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.65.34>
- 宇井 美代子・山本 真理子 (2001). Ambivalent Sexism Inventory (ASI) 日本語版の信頼性と妥当性の検討 日本社会心理学会第42回大会発表論文集, 300-301.
- Ullman, S. E. (2000). Psychometric Characteristics of the social reactions questionnaire: A measure of reactions to sexual assault victims. *Psychology of Women Quarterly*, 24(3), 257–271. <https://doi.org/10.1111/j.1471-6402.2000.tb00208.x>
- 渡邊 寛 (2017). 伝統的な男性役割態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検証 心理学研究, 88(5), 488–498. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.88.16231>